

1.最新法律アップデート 2.最新法令要約 3.重要判例・ルーリング

Topic 1

最新法律アップデート

官報に掲載された最新のビジネス関連法律は、以下の通りです。

所轄官庁	題名	通達日	適用日
財務相	仏歴2566(2023)年財務省通達(主題：仏歴2494(1951)年財務基金及び国際銀行に関する実務権限を定める法律に基づく職員による過料の権限付与について。)	2023/11/8	2023/11/15
財務省	仏歴2566(2023)年財務省通達(主題：仏歴2501(1958)年通貨法に基づく職員に対する過料の権限付与について。)	2023/11/8	2023/11/15
財務省	仏歴2566(2023)年財務省通達(主題：仏歴2485(1942)年タイ中央銀行法に基づく職員に対する過料の権限付与について。)	2023/11/8	2023/11/14
財務省	仏歴2483(1940)年破産法に基づく職員に対する過料の権限付与について。	2023/10/26	2023/11/4

※調査対象は、歳入局、投資委員会(BOI)、関税局、財務省、タイ工業団地公団(IEAT)、入国管理局、労働省、労働福祉保護委員会、商務省、国防省、農業・協同組合省、運輸省、天然資源・環境省、エネルギー省、工業省、内務省(ビジネス関連のみ)、タイ中銀、デジタル経済社会省を範囲としております。

Topic 2

最新法令要約

1.自動システムへの投資を対象とする法人所得税免除を受けるための条件

歳入局長は、自動システムへの投資を対象とする法人所得税免除を受けるための基準、手続き及び条件を決定しました。その内容は、以下の通りです。

- 同費用は、2021年1月1日から2025年12月31日までに行った投資に係る契約書、注文書、発注書又は類似した内容を有する合意書などによって発生したものであること。
- 「(1)投資事業及び支払計画表の書式に基づき、自動システム投資プロジェクト及び支払計画を作成して、以下の期限以内に歳入局ウェブサイト(<http://www.rd.go.th>)を經由して歳入局長に届け出なければならない。
 - 機械及びコンピュータープログラムに投資している会社又は法人格を有する組合で、当該資産が2022年12月31日以内に取得及び使用可能な状態となっている場合は、2024年12月31日以内に通知する。
 - 機械及びコンピュータープログラムに投資している会社又は法人格を有する組合で、当該資産が2023年1月1日から2025年12月31日に取得及び使用可能な状態となっている場合は、2026年5月31日までに通知する。」

Topic 3

重要判例・ルーリング

1. 役員報酬と税務上の損金認識(最高裁判例第3543/2542号)

本件は、1992年度に発生した役員報酬について、1993年度の株主総会で当該役員報酬の支払いが決議された事案である。当該役員報酬は、1992年度時点で、支払の如何及び金額が不明であることから、同年度の税務上の損金とすることはできない。しかし、原告は1993年度の会計年度における損金として算入することが可能である。何故ならば、会社の当該報酬支払義務は、1993年4月28日付の株主総会で役員報酬支払の決議がされたので、1993年度に発生するからである。その際、会社は1992年度の経費の調整を要しない。

2. 他者に雇用者のコンピューターシステムのパスワードを漏洩してアクセスさせた従業員の解雇(最高裁判例第9749/2554号)

原告は被告の会社の営業部長に従事している。原告は、被告の顧客との面談のために百貨店に出向いていた。客先への移動中、原告は被告より株式注文の取り消しの指示を受けたが、原告は直ちに取り消し手続きを自分で行うことができないため、原告は自分の部下にユーザーネーム及びパスワードを伝えて株式注文の取り消しを指示した。これは被告に対する利益保守及び損害を防止することを目的として行ったものである。

その後原告は株式注文の取り消しが間に合わなかったため、上司から承認を受けた、失敗した取引を会社の口座に振り込む方法に関する規則に従わずに当該株式を購入価格で他の顧客に売却することで解決を図った。原告の行為は重大な違反行為とはならず、原告を解雇するに十分な理由とはならないため、被告による本件の解雇は不当解雇と見做される。

■ 執筆弁護士

取扱分野

タイ労働法・タイ関税法・日タイ税務・
国際税務・タイ税務調査など
.....
バンコクオフィス 所長 弁護士 川村 勲
Tsutomu Kawamura



▶ 弁護士法人ALG&Associatesのタイ法務サイト



本ニュースレターは、具体的な案件についての法的助言を行うものではなく、一般的な情報提供を目的とするものです。
本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記にお願いいたします。

弁護士法人ALG&Associates

東京本部

〒163-1308 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー 8F
(東京弁護士会所属)

【連絡先】TEL.03-6258-1690 MAIL.alg-sghonbu@avance-lg.com

バンコクオフィス

246 Times Square building, 11 Floor, Room 11-04A,
Sukhumvit Rd., Klongtoey, Klongtoey, Bangkok 10110

【連絡先】TEL.+66-2-254-5799 MAIL.info@alg-asean.com

各法律事務所

宇都宮・埼玉・千葉・横浜・名古屋・大阪・神戸・姫路・広島・福岡・バンコク(タイ)

本ニュースレター及び弁護士法人ALGからのリーガルサービスに関する情報(セミナー情報、法律相談に関する情報等を含みます。)をご希望される方は次のメールアドレスに会社名、業種、氏名、役職、部署、電話番号及び配信希望先メールアドレスを記入したメールをお送りください。

弁護士法人ALGは、本ニュースレター配信のために取得した個人情報について、弁護士法人ALGからの各種ニュースレターの送信並びに各種リーガルサービスの紹介及び提供を行うために必要な範囲で利用させていただきます。なお、当該情報送信は、予告なく変更及び中止される場合があることをご了承ください。

■ 配信希望メールアドレス roumu@avance-lg.com

お手数をおかけしますが、あらかじめmelmag@avance-lg.comのメールを受信できるように、設定をお願いいたします。